

公 表 第 2 号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長 及び 久留米市農業委員会会長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成26年1月27日

久留米市監査委員	田 中 俊 博
久留米市監査委員	埴 秀 二
久留米市監査委員	秋 吉 政 敏
久留米市監査委員	塚 本 篤 行

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成24年度

部局名：子ども未来部

指摘事項等			措置状況
指摘事項	財務監査	現金取扱事務 誤った施設名を表示した収納印を作成し、それを実際に使用しているものがあるので、正しい施設名を表示した収納印を使用すること。また、使用できないものを作成することがないように、発注の際などには十分に注意すること。	誤った表示の現金収納印は直ちに処分し、正しい表示の現金収納印による適正な現金取扱事務に努めております。
指摘事項	財務監査	切手等有価物管理事務 切手等受払い簿に記載がない切手が保管されているものがあるので、管理に遺漏がないよう取扱いを改められたい。	管理簿と切手等の照合を行い、管理簿に記載がなかったものについては、直ちにその枚数及び内容を記載し、是正しました。
指摘事項	財務監査	契約事務 店舗を施設として借りる際に、賃貸借契約書における約定事項である、借家人又は個人が賠償の責めを負う事故を発生させた場合のための店舗総合保険に加入していないものがあるので、契約内容を遵守すること。また、契約の締結及び更新の際は、その内容について十分に検討すること。	店舗総合保険の加入条項は、相手方と協議のうえ、平成25年4月1日に締結した賃貸借契約条項から削除しました。
指摘事項	財務監査	補助金等交付事務 当部に事務局を置き、補助金を交付した任意団体に係る実績報告書が提出されていないために、補助金額が確定していないものがある。 また、任意団体の運営に関しても、年度当初にまだ補助金の交付がないにもかかわらず、立替えによって任意団体の予算が執行されているものがあるので、一連の事務手続きの流れの見直し及び改善を行われたい。	指摘後、実績報告書の提出を受け、補助金額の確定を行いました。 また、補助団体の予算の執行状況を確認し、平成25年度から補助金の交付は実情に即した必要な時期へ変更しました。

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成24年度

部局名：城島総合支所

		指摘事項等	措置状況
意見	事務監査	当総合支所及び久留米市城島農村環境改善センターの消防訓練の実施について、消防法等に基づき自ら規定した回数を下回っているため、確実かつ継続的に訓練を実施されたい。	平成25年度は法令を遵守し、総合支所については年1回、久留米市城島農村環境改善センターについては年2回の消防訓練を計画し、実施しました。今後も法令順守を徹底し、確実かつ継続的に消防訓練を実施いたします。